



日本大学生産工学部と佐倉市との  
連携協力に関する包括協定書

日本大学生産工学部（以下「甲」という。）と佐倉市（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力し、豊かな自然と文化をもつ地域の活性化ならびに大学における教育・研究の推進に資するため、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、日本大学生産工学部と佐倉市が、相互のもつ資源やネットワーク等を活用し、連携することにより、地域社会の発展および人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 学生の現場教育の推進に関する事項
- (2) 地域文化行政の推進に関する事項
- (3) 工学研究等の推進に関する事項
- (4) 地域活性化に関する事項
- (5) その他、双方が協議し必要と認める事項

（事業実施の方法）

第3条 前条に定める連携・協力事項の具体の事業実施に当たっては、双方の担当部署で協議し決定するものとする。

（期間）

第4条 本協定は、締結の日から3年間効力を有するものとする。ただし、甲と乙のいずれか一方から期限満了の3か月前までに特段の申し出がない限り、期間満了の日から3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、その都度甲と乙との協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成29年3月22日

甲  
千葉県習志野市泉町1-2-1  
日本大学生産工学部  
学部長

乙  
千葉県佐倉市海隣寺町97  
佐倉市  
市長